

**介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）に関する  
市が定める一定の研修について**

**1 実施主体**

- (1) 市
- (2) 市が研修実施事業者と認めた事業者（以下「研修実施事業者」という。）

**2 受講対象者**

本市において訪問型サービスAを提供する事業所で勤務する者（勤務予定の者を含む）。

ただし、訪問介護員等（総合事業（従前相当サービス）の資格基準を満たす者）を除く。

**3 研修内容**

以下の内容を、市が指定する教材※を使用して実施する。

標準時間は18時間（開講式や修了証授与の時間を除く）。

項 目	内 容
超高齢社会の理解 介護保険制度の理解	・ 介護保険制度 ・ 総合事業のあらまし
尊厳の保持と自立支援	・ 職業倫理 ・ 個人情報保護
高齢者の疾病の理解	・ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・ 高齢者と健康 ・ 認知症を取り巻く状況 ・ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・ 家族への支援
コミュニケーション技術	・ 介護におけるコミュニケーション ・ 介護におけるチームのコミュニケーション
生活支援技術	・ 生活支援の理解 ・ 総合事業における生活支援 ・ 高齢者の栄養と食生活への支援 ・ 高齢者の衣生活への支援 ・ 高齢者の居住環境への支援
リスクマネジメントと緊急時の対応	・ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ・ 介護職の安全

※市が指定する教材：「はじめて学ぶ 生活支援」（発行：株式会社日本医療企画）

#### 4 研修日程

(1) 市が実施する研修

上記3の内容で第1回目を9月中に実施する。具体的な日程および第2回目以降の開催については、別途連絡する。

教材購入費は参加者の負担とする。

(2) 研修実施事業者

事業者認定後、随時実施が可能。事業者認定は9月より開始予定。

研修を実施する場合は、内容を十分に理解し適切に指導できる者を講師とすること。

事業者認定に関する具体的な手続については、別途連絡する。

なお、上記3を満たす場合、事業者が必要と判断する内容（実習等）を追加で実施することを妨げない。

#### 5 その他

(1) 訪問介護員等（総合事業（従前相当サービス）の資格基準を満たす者）については、本研修を受ける必要はなく、訪問型サービスAに従事可能である。

(2) 本研修は、あくまで本市における訪問型サービスAに従事できるものであり、他市町村については当該市町村の判断によることに注意。